

公益財団法人大分県奨学会高等学校等奨学金貸与規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益財団法人大分県奨学会（以下「本会」という。）定款第4条第1項及び第2項の事業を行うため、高等学校、高等専門学校並びに専修学校（以下「高等学校等」という。）に在学する者で、優秀で勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難なものに対して貸与する奨学金事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）（以下「法」という。）第1条に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程並びに特別支援学校の高等部を含む。）をいう。
- (2) 高等専門学校 法第1条に規定する高等専門学校をいう。
- (3) 専修学校 法第124条に規定する専修学校の高等課程（別に理事長が認めるもの）をいう。
- (4) 奨学生 この規程による奨学金の貸与を受ける者をいう。

(奨学生の資格)

第3条 奨学金の貸与を受けることができる者は、その保護者等が大分県内に住所を有する者であって、次に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) 奨学金の貸与を受ける者は、高等学校等に在学している者であって、優秀な資質を有し勉学意欲がありながら経済的理由によって修学が困難なものであること。
- (2) 同種の資金を他から借り受けていないこと。

(奨学金の貸与額等)

第4条 貸与する奨学金の額は、次の表の左欄に掲げる高等学校等に在学する者について、中欄に掲げる通学区分に応じて定めた右欄の額から奨学生が選択するものとする。

高等学校等	通学区分	月 額
国立及び公立の 高等学校等	自宅通学	18,000円
		14,000円
		9,000円
	自宅外通学	23,000円
		18,000円
		12,000円
私立の高等学校等	自宅通学	30,000円
		23,000円
		15,000円
	自宅外通学	35,000円
		27,000円
		18,000円

- 2 前項のほか、経済的理由により入学時における必要経費の支弁が困難と認められる者に対して、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、入学年度に一時金（以下、「入学支度金」という。）として右欄の額を貸与する。

区 分	入学支度金
国立及び公立の高等学校等	50,000円
私立の高等学校等	100,000円

- 3 前項の入学支度金は、第1項の奨学金と併せて貸与することができるものとする。
- 4 第1項のほか、定期的に運行する交通機関を利用して自宅から通学する者（自宅から通学することが困難なため下宿等をする者を含む。）に貸与する通学費等奨学金の月額は1か月の割引運賃の額が次の表の左欄の額ごとに右欄の額とする。

割引運賃の額	月 額
7,000円以上10,000円未満	3,000円
10,000円以上20,000円未満	5,000円
20,000円以上30,000円未満	10,000円
30,000円以上	15,000円

- 5 第1項のほか、経済的理由により修学旅行における必要経費の支弁が困難と認められる者に対して、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、採用決定年度において一時金として修学旅行費等奨学金を貸与する。

区 分	修学旅行費等奨学金
国内旅行	160,000円
	80,000円
国外旅行	220,000円
	110,000円

- 6 前項の修学旅行費等奨学金は、第1項の奨学金と併せて貸与することができるものとする。
- 第4条の2 第4条第1項の奨学金と通学費等奨学金との併給は行わないものとする。ただし、第4条第1項の自宅通学区分適用者については、この限りでない。

（奨学金の利子）

- 第5条 奨学金の貸与は無利子とする。

（貸与期間）

- 第6条 奨学金（入学支度金及び修学旅行費等奨学金を除く。）の貸与期間は、貸与を開始する月からその者の在学する高等学校等の正規の標準修業年限の終わる月までとする。ただし、緊急採用による者にあつては理事長が別に定める。

（奨学金の申請及び推薦）

- 第7条 奨学金の貸与を受けようとする者（以下「奨学生志望者」という。）は、連帯保証人と連署した本会あての奨学生願書に理事長が定める書類（以下「奨学生願書等」という。）を添えて、現に在学する学校等の長（以下「在学学校長」という。）に提出して、その推薦を受けなければならない。

- 2 奨学生志望者で現に学校等に在学していない者の奨学生願書等は、前項の規定にかかわらず、その者の卒業した学校の長に提出して、その推薦を受けなければならない。
- 3 前2項の規定により、奨学生願書等を受け取った学校の長が奨学生志望者を本会に推薦しようとするときは、第3条に規定する奨学生としての資格を審査の上、学業成績その他必要な事項を記入し、本会に提出しなければならない。
- 4 連帯保証人は、この奨学金の貸付けに伴う債務を保証する能力を有する者で、奨学生志望者の父母兄弟又はこれに代わる者とする。
- 5 理事長は、前項の連帯保証人を適当でないと認めたときは、いつでもその変更を求めることができる。

(奨学生の採用)

第8条 奨学生の採用は、評議員及び学識経験者をもって構成する奨学生選考委員会の選考を経て、理事長が決定する。

- 2 進学を条件として予約した者の採用については、入学を証する所定の進学届及び誓約書を在学学校長を経て提出させ、これを決定する。
- 3 奨学生の採用を決定したときは、在学学校長を経由のうえ連帯保証人及び奨学生志望者に通知する。
- 4 第1項の規定に関わらず奨学生の補充採用の選考については理事長が行うものとする。

(奨学金の交付)

第9条 奨学金は、年6回に分けて交付することを常例とし、特別の事情があるときは、これによらないで交付することができる。

- 2 前項の規定に関わらず、入学支度金については入学年度に、修学旅行費等奨学金については採用年度に1回交付する。
- 3 奨学金の交付は、本会が指定する金融機関に設けられた奨学生名義の預貯金口座に振り込む方法により行うものとする。ただし、特に必要があると認めたときは、在学学校長に委託して交付することができる。
- 4 本会は、各年度ごとに貸与した奨学金の貸与総額等を記載した貸与額通知書を交付するものとする。

(適格認定)

第10条 本会は、在学学校長の協力を得て、奨学生としての資格の確認等（以下「適格認定」という。）を行うものとする。

- 2 奨学生は、毎年度1回、奨学金継続願を在学学校長に提出しなければならない。
- 3 在学学校長は、前項の奨学金継続願を提出した奨学生について、理事長が別に定める適格認定の基準（以下「適格基準」という。）に基づき適格認定を行い、本会に報告するものとする。
- 4 本会は、前項の報告に基づき、奨学生に対し執るべき処置を決定し、必要に応じて、在学学校長を通じて当該者に通知するものとする。

(奨学生の異動届出)

第11条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、在学学校長を経て直ちに届け出な

なければならない。この場合、第4号及び第5号の規定による連帯保証人に係る届出については、当該連帯保証人と連署するものとする。

- (1) 奨学生が、休学、復学、転学若しくは退学したとき。
- (2) 奨学生が、傷病による入院等により3ヶ月以上欠席し若しくは欠席するとき。
- (3) 奨学生が、停学その他の処分を受けたとき。
- (4) 連帯保証人を変更するとき。
- (5) 奨学生又は連帯保証人の氏名、住所又は職業その他の重要な事項に変更があったとき。
(転学、留学又は退学による奨学金の取扱)

第12条 奨学生が退学したときは、奨学金を辞退したものとみなす。

2 奨学生が転学した場合に、在学学校長を経て願い出たときは、奨学金の交付を継続することがある。継続する場合、国・公立から私立の高等学校通信制課程に転学する場合の貸与月額については、奨学生が選択することができるものとする。

3 奨学生が留学した場合に、在学学校長を経て願い出たときは、奨学金の交付を継続することがある。

(奨学金の廃止)

第13条 奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、在学学校長の意見を徴して、奨学金の交付を廃止することができる。

- (1) 傷病などのために修学の見込みがないとき。
- (2) 学業成績又は性行が不良となったとき。
- (3) 奨学金を必要としなくなったとき。
- (4) 所定の期限内に第10条第2項に規定する奨学金継続願を提出しなかったとき。
- (5) 奨学生としての責務を怠り、奨学生として適当でないとき。
- (6) 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき。
- (7) 奨学生願書に記入すべき事項を故意に記入せず、又は虚偽の記入をしたことにより奨学生となった事が判明したとき。
- (8) その他第3条に規定する奨学生としての資格を失ったとき。

(奨学金の辞退)

第14条 奨学生は、いつでも奨学金の辞退を申し出ることができる。

2 前項の申し出があったときは、奨学金の交付を廃止する。

(奨学金の休止等)

第15条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の交付を休止する。

- (1) 休学したとき。
- (2) 長期にわたって欠席したとき。
- (3) 留年したとき。
- (4) 停学となったとき。
- (5) 留学したとき。

2 奨学生の学業又は性行などの状況により補導上必要があると認めるときは、奨学金の交付を停止し、又は奨学金の貸与期間を短縮することができる。

(奨学金の復活)

第16条 前条の規定により奨学金の交付を休止又は停止された者が、その事由がやんで在学学校長を経て奨学金の交付を願い出たときは、奨学金の交付を復活することができる。ただし、休止又は停止された時から2年を経過したときはこの限りではない。

(返還誓約書の提出)

第17条 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、在学中貸与を受けた奨学金の全額について、連帯保証人2名（本人が未成年者の場合は、そのうち1名は父母兄弟等の保護者とし、他の1名はこれ以外の者とする。）が連署の上、返還誓約書（借用証書）を在学する学校又は在学した学校の長を経て直ちに提出しなければならない。

- (1) 卒業又は奨学金（入学支度金及び修学旅行費等奨学金を除く。）の貸与期間が満了したとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 奨学金の交付を廃止されたとき。
- (4) 奨学金を辞退したとき。
- (5) 入学支度金の貸与を受けたとき（第4条3項により入学支度金以外の奨学金の貸与を併せて受けている場合を除く。）
- (6) 修学旅行費等奨学金の貸与を受けたとき（第4条6項により修学旅行費等奨学金以外の奨学金の貸与を併せて受けている場合を除く。）

(奨学金の返還)

第18条 奨学生が前条の各号のいずれかに該当するときは、貸与の終了した月（入学支度金については貸与を受けた月）の翌月から起算して6月を経過した後20年以内に奨学金を半年賦又は月賦で返還するものとする。

この場合において、奨学生（奨学金の貸与が終了している場合は、奨学生であった者（奨学金の貸与を受け、その奨学金を返還する義務を有する者をいう。以下同じ。）。以下この条において同じ。）は、貸与を受けた奨学金を繰り上げて返還することができる。

- 2 前項の返還は、原則として奨学生が指定する預貯金口座振替の方法によるものとする。ただし、特別な事情があるときは、本会の発行する返還払込通知書により納付することができる。
- 3 第1項に規定する半年賦又は月賦の額は、特別の事由がある場合を除くほか、別表の左欄に掲げる区分に応じて同表の半年賦の額又は月賦の額欄に掲げる額とする。
- 4 口座振替又は返還払込通知書による納付の振込事務手数料は、奨学生の負担とする。残高不足により、口座振替が不能となった場合に発生する振込事務手数料についても同様とする。
- 5 奨学生が、次の各号のいずれかに該当するときは、当然に期限の利益を失い、貸与を受けた奨学金の全額を返還しなければならない。
 - (1) 奨学金を貸与の目的以外に使用したことが判ったとき。
 - (2) 虚偽の申請その他不正な手段によって奨学金の貸与を受けていたとき。

- (3) 奨学金の返還を怠ったとき。
- (4) 第22条に規定する届出を怠ったとき。
- 6 奨学生若しくは奨学生であった者が死亡したとき、又は特に必要があると認められたときは、第1項から第3項までの規定と異なる返還方法を指示することがある。

(延滞金)

第19条 奨学生であった者が奨学金の返還を延滞したときは、延滞金を徴することもある。

- 2 前項に規定する延滞金の額は、その延滞している割賦金の額に延滞した期間が6月を超えるごとに6月について2.5パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。ただし、奨学生であった者が奨学金の返還を延滞したことにつき、災害、傷病その他真にやむを得ない事由があると認められるときは、その延滞金を減免することがある。

(返還の強制)

第20条 奨学生であった者又はその連帯保証人（以下「奨学生であった者等」という。）が、奨学金の返還を延滞したときは、民事訴訟法（平成8年法律第109号）及び民事執行法（昭和54年法律第4号）その他強制執行の手續に関する法令に定める手續等により奨学金の返還を確保するものとする。

- 2 奨学生であった者等が、返還未済額の全部又は一部の返還（第18条第3項の規定による奨学金返還未済額の返還をいう。以下同じ。）の請求を受けても、本会の指定した日までに返還未済額の全部又は一部の返還を行わないときは、前項の規定を準用する。
- 3 奨学生であった者等が、本会の指定した日までに前項の返還未済額の返還を行わないときは、その延滞している返還未済額の全部の額につき延滞金を徴するものとする。この場合においては、第19条第2項の規定を準用する。

(返還金の充当)

第21条 奨学生であった者等から返還金の支払いがあったときは、当該返還金を次の各号に定めるところにより割賦金に充当するものとする。

- (1) 返還期日の到来する割賦金及び返還期日の到来していない割賦金があるときは、返還期日の到来した割賦金から充当する。
- (2) 返還期日の到来した割賦金については返還期日の早く到来したものから、返還期日の到来していない割賦金については返還期日の早く到来することとなるものから充当する。
- 2 奨学生であった者等から割賦金のほかに延滞金及び督促費用を徴する必要がある場合において、その者から支払われた額がこれらの合計額に満たないときは、割賦金、延滞金、督促費用の順に充当することができる。

(奨学生であった者の届出)

第22条 奨学生であった者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに届け出なければならない。この場合、第2号及び第3号の規定による届出は、当該連帯保証人と連署するものとする。

- (1) 奨学生であった者の氏名、住所又は職業その他の重要な事項に変更（新たに就職した場合を含む。）があったとき。
- (2) 連帯保証人を変更したとき。

(3) 連帯保証人の氏名、住所又は職業その他の重要な事項に変更があったとき。

(死亡の届出)

第 23 条 奨学生が死亡したときは、相続人又は連帯保証人は、在学した学校の長を経て直ちに異動届を提出しなければならない。

2 奨学生であった者が奨学金返還完了前に死亡したときは、相続人又は連帯保証人は、直ちに死亡届を提出しなければならない。

3 第 1 項の異動届を提出する場合は、第 17 条の規定に準じて、返還誓約書（借用証書）を併せて提出しなければならない。

(奨学金の返還免除)

第 24 条 奨学生又は奨学生であった者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、相続人及び連帯保証人が奨学金を返還できない状況にあるときは、その奨学金の返還未済額の全部又は一部の返還を免除することができる。

(1) 死亡し、又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失し、その奨学金を返還することができなくなったとき。

(2) 精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有し、その奨学金を返還することができなくなったとき。

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか特に必要があるとき。

(返還免除の願出)

第 25 条 前条の規定により奨学金の返還免除を受けようとするときは、奨学生であった者又は相続人は連帯保証人と連署のうえ、次の各号に掲げる書類を添付し、奨学金返還免除願を提出しなければならない。

(1) 死亡による場合は戸籍抄本、精神又は身体の機能に著しい障害を生じて労働能力を喪失したときはその事実及び程度を証する医師又は歯科医師の診断書。

(2) 返還不能の事実を証する書類。

(返還免除の決定)

第 26 条 奨学金返還免除願の提出があったときは、審査、決定して、その結果を奨学金の返還免除を受けようとする者に通知する。

(奨学金の返還猶予)

第 27 条 奨学生であった者が次の各号のいずれかに該当する場合は、願出により、奨学金の返還を猶予することがある。

(1) 災害又は傷病によって返還が困難となったとき。

(2) 高等学校、高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の高等課程若しくは専門課程に在学するとき。

(3) 外国にあって学校に在学するとき。

(4) その他真にやむを得ない事由によって返還が著しく困難となったとき。

2 返還猶予の期間は、前項第 2 号に該当するときは、その事由の継続中とする。その他の各号のいずれかに該当するときは 1 年以内とし、更にその事由が継続するときは願出により重ねて 1 年ずつ延長することができる。

(返還猶予の願出)

第 28 条 奨学金の返還猶予を受けようとする者は、その理由に応じてそれぞれ証明することのできる書類を添付し、連帯保証人と連署のうえ、奨学金返還猶予願を提出しなければならない。

2 前項により返還を猶予する場合又は返還猶予期間中、特に必要があると認めるときは、その事由を証することができる書類を提出させるものとする。

(返還猶予の決定)

第 29 条 奨学金返還猶予願の提出があったときは、審査、決定して、その結果を奨学金の返還猶予を受けようとする者に通知する。

(奨学生の補導)

第 30 条 奨学生を、将来社会有用の人材として育成するために必要な一般教養の高揚その他の指導並びに奨学生の学業成績及び生活状況に応ずる適切な指導を行うものとする。

(委 任)

第 31 条 この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人大分県奨学会の設立登記の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。
- 2 第 4 条第 1 項において、公益財団法人大分県奨学会矢木奨学金特別給付金規程により給付金を受給する者については、月額欄の額から特別給付金相当額を差し引いた額を貸与月額とする。
- 3 施行日前において、旧高等学校等奨学金貸与規程の規定により貸与した奨学金の返還並びに返還免除及び返還猶予については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年度から平成 26 年度までの高校生修学支援基金取崩に関する奨学金返還猶予については、別に要綱を定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 26 年 5 月 29 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 施行日前の貸与契約により奨学金を返還している者に係る延滞金の取扱いは、第 19 条第 2 項の規定にかかわらず、延滞している割賦金の額に各返還期日から 6 月を経過した日（以下「延滞金賦課日」という。）ごとに、その 6 月について延滞金賦課日が平成 26 年 3 月 31 日までに該当するときは 5 パーセント、平成 26 年 4 月 1 日以降に該当

するときは2.5パーセントの割合を乗じて計算した額の合計額とする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項の規定については、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年5月21日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年5月29日から施行する。

別表（第18条第2項）

1 奨学金

貸与を受けた奨学金の総額	半年賦の額	月賦の額
100,000円以下	10,000円	月賦の額は、半年賦の額の6分の1以上の額とする。
100,000円を超え 200,000円以下	15,000円	
200,000円を超え 300,000円以下	20,000円	
300,000円を超え 500,000円以下	25,000円	
500,000円を超え 700,000円以下	30,000円	
700,000円を超え 800,000円以下	35,000円	
800,000円を超え 1,000,000円以下	40,000円	
1,000,000円を超え 1,200,000円以下	45,000円	
1,200,000円を超え 1,400,000円以下	50,000円	
1,400,000円を超え 1,600,000円以下	55,000円	
1,600,000円を超え 2,000,000円以下	60,000円	
2,000,000円を超え 2,600,000円以下	65,000円	
2,600,000円を超えるもの	総額の40分の1	